平成２９年（フ）第４７号
岡山県倉敷市大島286番地１オアシス倉敷Ｂ102号、開始決定時の住所岡山県倉敷市平田597番地26
破産者　石原　誠一
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６４号
福岡県久留米市江戸屋敷１丁目８番63号　サンライズ江藤204号
破産者　香月　義也（旧姓的場）
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第５９３号
北九州市小倉北区熊本４丁目２番26―102号
破産者　ホットコムコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１５７号
熊本市北区植木町植木157番地６
破産者　有限会社橋本不動産
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３１８号
熊本市中央区紺屋今町１―13―401
破産者　株式会社Ｍａｄｉｓｏｎ　Ｊｅｔ　６　Ｑｕｅｔｚ
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１１号
北海道夕張市清水沢３丁目37番地
破産者　株式会社武リプラン
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第９１４号
東京都立川市富士見町６丁目23番202号
破産者　小森　宏樹
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１４４号
東京都八王子市片倉町40番地９エスプリ片倉Ｂ棟212号
破産者　石見　洋子
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２８５号
静岡県駿東郡長泉町桜堤２丁目３番９号
破産者　株式会社スカイフリート
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１１８号
愛知県犬山市大字五郎丸字隅田７番地
破産者　有限会社シティアド
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第９６号
愛知県名古屋市中村区名駅３丁目20番21号
破産者　株式会社システムキーパーアンドビルド
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６号
三重県名張市松崎町1388番地３
破産者　前田和加子
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第５２号
三重県伊賀市別府67―８Ａ203
破産者　株式会社ＳｔａｎｄｉｎｇＯｖａｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第５３号
神奈川県相模原市南区相南４丁目11番29号、前住所三重県伊賀市別府67番地の８　フラット立石　Ａ203
破産者　平川　純也
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第９８号
三重県四日市市赤堀南町２番27号　フォーブル光Ａ―102
破産者　日下　伸一
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
三重県いなべ市藤原町山口3082番地
破産者　杉谷　敏成
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１５７号
三重県四日市市三重１丁目41番地
破産者　中西　史典
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２６５号
大津市神領２丁目14番30号
破産者　有限会社コジマ
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３号
鳥取県倉吉市上井町１丁目354番地
破産者　有限会社アサヒ代行
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第５３号
山口市湯田温泉４丁目１番30号
破産者　株式会社湯田温泉西村屋
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７０号
（最後の住所）長崎県長崎市赤迫２丁目19番12号、旧住所長崎県長崎市岩川町４番２号
破産者　亡園田京子相続財産
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係